

本会議のあらまし

令和5年館林市議会第1回定例会は、3月3日から3月22日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は、追加議案も含め22件で、審議の結果、いずれも原案のとおり可決、承認されました。その他、委員会提出議案1件、請願3件の審議が行われました。

条例の制定

▽館林市市有施設共通バス
ポート条例Ⅱ向井千秋記念

子ども科学館、田山花袋記念文学館及びつつじ映像学習館に一定期間内において自由に入館することができ、共通バスポート券を発行することができるようにし、本市の観光施設等の利用を促進するとともに、来訪者の滞在時間を高め、交流人口及び関係人口の拡大並びに経済の活性化を図るため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽向井千秋記念子ども科学館条例の一部を改正する条

条例の改正

例Ⅱ向井千秋記念子ども科学館を利用し、かつ、プラネタリウム等を観覧することのできるプラネタリウム観覧付入館券を発行することができるよう規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、引用する条項改正に対応するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例Ⅱ子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、引用する条項改正に対応するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例Ⅱ放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童の安全確保を図るために、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導等の安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずること等を放課後児童健全育成事業者が義務づけるほか、所要の改正をするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例Ⅱ家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用乳幼児の安全確保を図

るために、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導等の安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講ずること等を家庭的保育事業者等に義務づけるほか、所要の改正をするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例Ⅱ子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用する条づくれに対応するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険条例の一部を改正する条例Ⅱ健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を現行の40万8000円から48万8000円に引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市手数料条例の一部を改正する条例Ⅱ建築基準法等の一部改正に伴い、容

積率制限及び高さ制限の緩和に係る特例許可制度が創設されることに伴う手数料区分を追加するほか、所要の改正をするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市公園条例の一部を改正する条例Ⅱつつじ映像学習館の使用料について、これまでは未就学児のみ無料としていたが、市有施設共通バスポート券の発行にあわせて小中学生についても無料化するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてⅡ群馬県市町村総合事務組合の組織団体間において、同組合規約を変更する協議を行うことについて、地方自治法の規定により、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。